

寄附を検討いただいている皆様へ

滋賀県立総合病院

このたびは、滋賀県立総合病院に対する寄附を検討いただき、誠にありがとうございます。

寄附をお受けするにあたりまして、滋賀県病院事業庁寄附金等取扱要領において、次の制約がありますので、あしからずご了承ください。

記

次のいずれかに該当する条件が付されている場合は、受け入れることができません。

- (1) 寄附金等により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金等による臨床研究の結果得られた知的財産権の権利を寄附者に譲渡し、または使用させること。
- (3) 寄附金等の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金等の全部または一部を取り消すことができること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県立病院の業務上支障があると認める条件。